

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第2回）議事録

■日時 令和2年5月22日（金）午後1時30分～午後1時50分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、荒井委員、奥委員、小林委員、小堀委員、堤委員、寺島委員、平林委員、森川委員

■議事内容

1 環境影響評価書案に係る総括審議

多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業

⇒ 騒音・振動、生物・生態系に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第2回）

速 記 録

令和2年5月22日（金）

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

(午後 1 時 31 分開会)

○下間アセスメント担当課長

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席ありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第一部会委員 12 名のうち、10 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、第一部会の開会をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、部会長、よろしく申し上げます。

○齋藤部会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 10 名程度といたしたいと思っております。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○齋藤部会長 それでは、ただいまから第一部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業」特例環境配慮書に係る総括審議、その他となっております。

○齋藤部会長 それでは、次第 1 の「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業」特例環境配慮書に係る総括審議を行います。

なお、今回もテレビ参加を併用した審議となりますため、発言される際には、最初にお名前をおっしゃっていただいてから本題に入ってくださいようお願いいたします。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 まず、資料 1-1 は、前回、前々回の審議の内容を整理したものととなっております。委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、「大気汚染」、「騒音・振動」、「水循環」、「生物・生態系」、環境影響評価項目以外の「その他」となります。

なお、前回の質疑応答を行いました「大気汚染」の 2 について、事業者より修正の申し出がありましたので、説明させていただきます。

前回、森川委員より工事用車両について質問があり、事業者からは、沿道への影響をしっかりと事後調査の中で把握していくという回答がありました。しかしながら、工事の施行中の工事用車両は予測の対象としていないため、事後調査を行う予定はありませんでしたという

ことで修正となっております。なお、工事の施行中は工事用車両の平準化などに努め、苦情などあれば適切に対応いたしますとの内容となっております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました資料 1-1、事業者との質疑応答につきまして、そのほかに御意見、修正等がございましたらお願いいたします。何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。何かございましたら。

森川委員は特に、修正いただきましたけれども、それで了解したということではよろしいでしょうか。

○森川委員 はい。いろいろ事務局からも説明をいただきましたので、これで了解です。

○齋藤部会長 わかりました。ありがとうございます。

ほか皆様方のほうから特に御意見、御質問等なければ次に移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい、結構です」の声あり)

○齋藤部会長 わかりました。

それでは、特段御意見がないということですので、引き続きまして総括審議に移りたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 次の資料 1-2 は、第 1 として今までの審議経過について、そして第 2 として審議の結果と、この後、環境影響評価書を作成するに当たっての留意事項等を記載してございます。

○齋藤部会長 ただいま御説明いただきましたけれども、本日御欠席の高橋委員からコメントがありましたらよろしくをお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 事務局で高橋委員からのコメントを預かっておりますので、紹介させていただきます。

「トンネル工事に当たり、事業者の予測も影響は低いとしており、実際大きな問題となる可能性は低いと考えている。ただ、防音ハウスの仕様が固まっていないことが不確定要素になり得ること、工期が長いこと、一般的な道路建設と異なり、トンネル坑口は固定していることを考慮し、部会では特に問題なしとしたものの意見とした。住宅も近くにあることから、苦情などがあった場合に事業者には真摯な対応をお願いしたい」というコメントでございます。

以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

高橋委員からそのような御意見をいただいているようですけれども、項目を担当されている委員から何か補足はございますでしょうか。特に小堀委員から、よろしければいただければと思いますが。資料1-2の総括審議のところで「生物・生態系」で御意見をいただいていると思うのですが、つけ加えて何かコメントがありましたらいただきたいと思います。

○小堀委員 はい、わかりました。

答申案では、予測地域である湿地の生息環境について、事業が影響を及ぼす可能性は低いとしている。しかし、湿地には注目される貝類が存在しているため、工事の施行中において事業者が記載している保全措置、特に地下水のモニタリングについて、丁寧な説明を求めたいと思います。必要に応じて環境保全措置を実施することですので、具体的には、以下の5点について対応をお願いしたいと思います。第1に事業者は湿地の改変はしないとしていますが、地下水のモニタリングなど環境保全措置については、工事の影響はないことを説明するために重要な内容ですので、丁寧な説明を求めたいということです。

第2に、トンネル工事中に地下水の流入など異常があれば地下水のモニタリングの頻度を高くするなどの対応をしていただきたいと思います。

第3に、事業者は生物・生態系の調査については、今回はせずに、既存調査をもとに対応するとしていますが、既存の調査は2013年、7年前にされた資料であるということ、それから、今回、工事完了までの期間が長いというようなことを考えますと、仮に工事の完了後に、注目すべき淡水産の貝類が見つからなかった場合には、全て工事の影響とされてしまう可能性が、懸念されます。第4に今回、事業者は植生図をつくるということですが、できれば着工前にも植生図を作成して、その際に淡水産の貝類だけでも、既存の資料とほぼ同じ時期と、場所でおおよその個体数の確認をしていただくということを事業者の方をお願いしたいと思います。

第5に、既存の資料の植生調査と比較して、工事前のキショウブ群落とか乾燥草地の状況の変化が把握できると、事業者にとっても工事の影響の有無を説明するための資料としても役立つこともあるかと思います。なお、事業者は植生図をつくり、変化の有無を検討しているので、着工前と工事の終盤の2回、植生図をつくって比較をしていただけると大変丁寧で、よいのかと思っています。

以上です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。今の御発言の趣旨が答申案文のほうに反映された形であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○小堀委員 結構です。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほか、皆様から何か御意見等ございますでしょうか。

○森川委員 工事の施行中のことについて、事業者の方から、前回質問した事項に対してお返事ももらっているのですけれども、高橋委員が言われたように、トンネルの坑口のところはどうしても固定されてしまうということで、大気汚染の影響は低いかもしれないのですけれども、工期が長いことと、固定されているということで、苦情とかが出たら、お返事のほうでもちゃんと対応いたしますということを言ってくださったのですけれども、そこはコメントとしてお願いしたいということを申し上げます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。答申案文は答申案文でよいとして、そこに少しコメントを追加してくださいということですね。事業者に伝えてくださいということだと理解しました。

○森川委員 はい。よろしく願いいたします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。事務局、よろしいでしょうか。

○下間アセスメント担当課長 はい、結構です。

○齋藤部会長 よろしく願いします。

そのほか皆様のほうから御意見等ございますでしょうか。

特に御意見がないようですけれども、それでは、ただいま御説明がありましたような答申案文のところで次回の総会に報告をしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

○齋藤部会長 本日予定しました審議は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。何かありましたら御発言をお願いいたします。——よろしいでしょうか。

それでは、特にないようですので、これで第一部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後1時50分閉会)